

# Information

## 相談

### 社会保険相談所の開設

日時 5月27日(水)  
午前9時30分～午後4時  
場所 南部町森林組合  
竜王社会保険事務所  
問合せ先 ☎0555-278-1100

## 情報

### 農用地区域からの除外（農振除外）の申し出を受け付けます

農地（田・畑）を農地以外の地目（宅地・雑種地）として利用するには、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）により制限があり、自分の土地でも自由に転用することが出来ないうまくない場合があります。

転用する場合などは、あらかじめこの法律の定めるところによる農用地区域からの除外（農振除外）しなければならぬといふことになっています。

つきましては、中部横断自動車道建設に伴う移転等、今後転用の予定のあるもので、転用の必要性があり、なおかつ緊急性並びに実現性が認められるものについて、除外の申し出を受け付けることとなります。

なお、農業委員会への農地法の転用許可の申請（4条・5条）は除外が認められた後にしていただくことになります。

ただし、受付したものが除外されるには限りませんので「了解承知」をい。

受付期間 平成21年4月1日(水)～

5月29日(金)まで

問合せ先 産業振興課 農政係

☎64-4839

### 有害獣防除施設設置の助成内容が変わります

有害獣から田畑を守るための「電気柵・防除網」を設置した場合に、設置した資材（電気柵・防除網・バッテリー等）に係る費用を助成しております。

平成21年度からは、資材費の4分の3（上限30万円）まで拡充して、新たに設置費として1ヶ所5,000円を上乗せして助成致します。

申請書に必要事項を記入し、写真（近景・遠景）と資材費の内訳のわかる領収書を添付してご提出ください。

問合せ先 産業振興課 農政係

☎64-4839

### 「山水徳間の里」の指定管理者 山水徳間の里管理組合に指定

町では平成21年4月から指定管理者制度を導入する「山水徳間の里」について、指定管理者の指定に向けた手続きを進めてきましたが、3月定例議会で指定管理者の指定議案が可決され、山水徳間の里管理組合に指定管理者が決定しました。

指定期間は平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間です。

今後の施設の管理運営は指定管理者が行うこととなりますが、町としても設置者として指定管理者とともに一層の町民サービスの維持・向上を図るよう努力してまいりますので、よろしくお願いたします。

### 子育て支援医療費助成金制度について

平成21年4月1日より中学生の医療費も対象になります。

平成20年度まで、小学生までの子どもに対して、子育て支援として医療費の一部又は全部について助成をしていますが、平成21年4月より中学生の医療費についても同様に助成の対象となります。

また、平成20年度より山梨県内の医療機関で受診した場合は窓口負担が無料になります。県外で受診された場合は領収書等を役場に提出すると、後日助成金が支払われます。

平成21年4月1日現在、中学校3年生までの子をもつ保護者の方でまだ申請をしていない場合は、役場福祉保健課にて手続きをお願いいたします。

### 不妊治療費の助成について

平成21年4月1日より不妊治療助成制度が実施されます。

この制度は、不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療に要した費用の一部を助成することで、夫婦の経済的負担を軽減し、適切な治療を受けることにより少子化対策の充実を図ることを目的としています。

助成額は不妊治療に要した医療費自己負担額の2分の1です。ただし、1年度あたり20万円を限度とし、通算5回まで助成が受けられます。

### 妊婦一般健康診査の公費負担

平成21年4月1日より公費負担が14回となります。

妊婦健康診査は、お母さんと子どもとの健康確保を図るための大切な健診です。妊娠届出時に「妊婦一般健康診査受診票（1回につき6,000円を限度）」を14枚発行いたします。※子育て支援、不妊治療、妊婦健診については、町HPに詳細を掲載しております。

### 南部町障害児通学等交通費の助成が変わります。

○交通費助成の変更

障害児が町外の支援学校等へ通学、通園するために必要な交通費について保護者の経済的負担の軽減を図るため助成金を支給する制度で、その助成対象は中学部までとなっていました。平成21年4月より高等部も助成対象となります。

○「わかば支援学校ふじかわ分校」等への通学支援

平成21年4月より学校がある日の朝のみ「南部町役場本庁舎」から地域活動支援センター「ふきのとう」を経由して身延町の「ゆびの里」まで町のバスで送迎をします。

問合せ先 役場福祉保健課

☎64-4839

